

平成 30 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明
(コード番号 2743 JASDAQ)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建
電 話 03-6731-3414

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 29 年 12 月 19 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」の開示を行い、同年 12 月 22 日開催の取締役会において、課徴金についての審判手続開始決定通知書に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官へ提出することを決議するとともに、同日付で「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」の開示を行いましたが、本日付で、金融庁より課徴金納付命令の決定を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金の額 金 6 百万円）を国庫に納付いたします。

当社は現在、既にお知らせしております通り、再発防止策を策定し、内部管理体制等の強化・改善に取り組んでおりますが、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き内部管理体制の強化等を通して再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他の関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上